

# 昇降機又は遊戯施設に関する実務について

1-(I)及び2-(II)に該当する実務の経験を有する方が受講できます。

ご不明な場合は講習事業部までお問い合わせください。

## 1. 種別

### (I) 昇降機又は遊戯施設に該当する主なもの

主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの	法令	
乗用エレベーター(ホームエレベーター)	建築基準法第 34 条	
人荷共用エレベーター		
寝台用エレベーター		
荷物用エレベーター(荷扱い者又は運転者以外乗車禁止)		
自動車運搬用エレベーター(自動車運転手又は運転者以外乗車禁止)		
小荷物専用昇降機		建築基準法施行令 第 129 条の 3
段差解消機		
いす式階段昇降機		
エスカレーター		
観光用エレベーター		建築基準法第 88 条
ウォーターシュート		
コースター	建築基準法施行令 第 144 条 (同 138 条第 2 項第 二号又は第三号)	
メリーゴーラウンド		
観覧車		
オクトパス		
飛行塔		

### (II) 昇降機又は遊戯施設に該当しない主なもの

主な種別 ※商品名、通称等で使用している名称ではなく、建築基準法に基づくもの	法令
機械式駐車場(人が乗車した状態で運転されるおそれのないもの)	建築基準法の適用 を受けないもの(他 の法令によるもの)
搬送設備として専らそれらの過程の一部に組み込まれたもの	
簡易リフト《小荷物専用昇降機に該当しないもの》	
クレーン《労働安全衛生法》	
舞台装置	
屋内ゲーム機	
都市公園等の遊具	

## 2. 昇降機又は遊戯施設に関する実務の内容

### (I) 実務の内容に該当する主なもの

昇降機・遊戯施設
設計(開発)、作図、システムエンジニア ※専門知識を要するもの
製作(主要部品の製造、組立) ※主要部品はどのようなものか具体的に内容を記入
据付、開発・改善、調整
施工、施工管理(現場監督)、リニューアル
保守、点検、遠隔監視装置の取付、交換 ※部品交換のみでは専門性が少ない為、不可
検査 ※立会いのみは不可
教育(現場作業実務の教育・研修) ※受講希望者が研修を受けている期間を実務経験とする場合、研修以外の勤務時間は、昇降機又は遊戯施設に関する業務を行っている者に限る。
研究
【遊戯施設】運行管理 ※具体的な内容の記入が必要
【遊戯施設】維持保全、管理
【特定行政庁】建築確認申請審査、工事完了検査

### (II) 実務の内容に該当しない主なもの

昇降機・遊戯施設
一部の部品の設計
点検・検査等の立会いのみ
知識及び技能を必要としない実務
庶務、会計、労務等
実務とみなす業務との関連が少ない(労働時間の大半が別の職務)
アルバイト・パートタイム就労者等(雇用保険の被保険者は除く)
工場のライン製造工程等(製造は原材料を加工することなので含まず)